



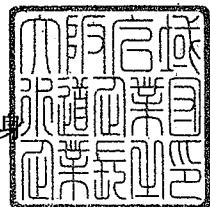
企企第 1238 号  
平成 27 年 10 月 22 日

大阪広域水道企業団

個人情報保護審議会 会長 様

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修



個人情報の取扱いについて（諮問）

当企業団にすでに設置済みの防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーにより収集される個人情報の取扱いについて、下記のとおり、大阪広域水道企業団個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

1. 個人情報の本人収集原則の例外事項（第6条第3項第6号）
2. 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項（第7条第1項第6号）

## 諮詢事項

### 【諮詢事項1】個人情報の本人以外からの収集について

条文	第6条第3項第6号																				
項目	防犯カメラによる個人情報の収集																				
概要	企業団の施設における犯罪（行政対象暴力、不法投棄を含む。以下同じ。）の予防、再発防止及び犯罪発生後の事件の解明（以下「犯罪の防止」という。）により、安全な水の安定的な供給を確保し、又は施設における安全を確保することを目的として、防犯カメラを設置し、映像及び音声（一部のみ）を記録したデータを一定期間保存する。																				
設置時期	昭和50年3月から順次設置																				
設置場所及び設置数量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>村野浄水場</td><td>30台</td></tr> <tr><td>磯島取水場</td><td>6台</td></tr> <tr><td>庭窪浄水場</td><td>21台</td></tr> <tr><td>三島浄水場</td><td>14台</td></tr> <tr><td>万博公園浄水施設</td><td>11台</td></tr> <tr><td>一津屋取水場</td><td>8台</td></tr> <tr><td>ポンプ場（府内30か所）</td><td>158台</td></tr> <tr><td>浄水池、無線中継所、サーボタンク</td><td>42台</td></tr> <tr><td>東部水道事業所</td><td>4台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>294台</td></tr> </table>	村野浄水場	30台	磯島取水場	6台	庭窪浄水場	21台	三島浄水場	14台	万博公園浄水施設	11台	一津屋取水場	8台	ポンプ場（府内30か所）	158台	浄水池、無線中継所、サーボタンク	42台	東部水道事業所	4台	合計	294台
村野浄水場	30台																				
磯島取水場	6台																				
庭窪浄水場	21台																				
三島浄水場	14台																				
万博公園浄水施設	11台																				
一津屋取水場	8台																				
ポンプ場（府内30か所）	158台																				
浄水池、無線中継所、サーボタンク	42台																				
東部水道事業所	4台																				
合計	294台																				
収集する個人情報	職員、施設への来場者及び不正侵入者並びに施設に近接する道路等の通行人の肖像、行動、車両番号 等 ※一部音声を含む。																				
理由	<p>企業団の施設は、用水供給事業及び工業用水道事業の用に直接供する取水場、浄水場、ポンプ場等（以下「事業用施設」という。）と、職員が執務をする庁舎とに大別される。</p> <p>事業用施設については、水道水の安全性や送・配水の安定性を確保するため、施設への不正な侵入、危害を防止するため、常時、万全のセキュリティ対策を講じなければならない。</p> <p>また、庁舎については、不特定多数の者が出入りすることから、施設の安全を確保する必要がある。</p> <p>これらのことから、企業団の施設における犯罪の防止のため、防犯カメラを設置する必要があるため、条例第6条第3項第6号の規定に基づき、審議会に諮詢するものである。</p>																				

条 文	第6条第3項第6号																								
項 目	録音装置による個人情報の収集																								
概 要	職員に対する不当な要求・圧力を排除・抑止するとともに犯罪を防止し、業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、施設に録音装置又は受話器に接続する通話録音装置を設置し、会話(音声)を記録したデータを一定期間保存する。																								
設 置 時 期	平成22年4月の当初設置(諮詢、答申済)以降順次増設																								
設 置 場 所 及 び 設 置 数 量	<table border="1"> <tr><td>企業団本部</td><td>19台</td></tr> <tr><td>村野浄水場</td><td>10台</td></tr> <tr><td>庭窪浄水場</td><td>9台</td></tr> <tr><td>大庭浄水場</td><td>1台</td></tr> <tr><td>三島浄水場</td><td>1台</td></tr> <tr><td>万博公園浄水施設</td><td>1台</td></tr> <tr><td>送水管理センター</td><td>2台</td></tr> <tr><td>北部水道事業所</td><td>6台</td></tr> <tr><td>東部水道事業所</td><td>7台</td></tr> <tr><td>南部水道事業所</td><td>6台</td></tr> <tr><td>水質管理センター</td><td>3台</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>65台*</td></tr> </table> <p>*うち、29台については、平成22年3月に諮詢、答申済。 本諮詢の対象は増設分の36台。</p>	企業団本部	19台	村野浄水場	10台	庭窪浄水場	9台	大庭浄水場	1台	三島浄水場	1台	万博公園浄水施設	1台	送水管理センター	2台	北部水道事業所	6台	東部水道事業所	7台	南部水道事業所	6台	水質管理センター	3台	合 計	65台*
企業団本部	19台																								
村野浄水場	10台																								
庭窪浄水場	9台																								
大庭浄水場	1台																								
三島浄水場	1台																								
万博公園浄水施設	1台																								
送水管理センター	2台																								
北部水道事業所	6台																								
東部水道事業所	7台																								
南部水道事業所	6台																								
水質管理センター	3台																								
合 計	65台*																								
収集する個人情報	職員との応接者、通話者 等																								
理 由	<p>企業団では、多くの公共工事等を発注しているが、公共工事等の調達においては、全国的に贈収賄事件などが後を絶たない状況であり、企業団においても、職員に対する不当な要求・圧力の排除・抑止に取り組む必要がある。また、入札契約業務に関してだけでなく、企業団や職員に対する不当要求や行政対象暴力が発生するおそれもあり、業務の公正かつ適正な執行を図るための対策が必要である。</p> <p>これらのことから、職員に対する不当な要求・圧力を排除・抑止し、犯罪を防止するため、録音装置を設置する必要があるため、条例第6条第3項第6号の規定に基づき、審議会に諮詢するものである。</p>																								

条文	第6条第3項第6号																
項目	ドライブレコーダーによる個人情報の収集																
概要	企業団の公用車での事故発生時における適切かつ円滑な事故処理に資することを目的として、公用車にドライブレコーダーを設置し、映像及び音声を記録したデータを一定期間保存する。																
設置時期	平成25年10月から順次設置																
設置場所及び設置数量	<table border="1"> <tr><td>村野浄水場</td><td>8台</td></tr> <tr><td>庭窪浄水場</td><td>9台</td></tr> <tr><td>送水管理センター</td><td>2台</td></tr> <tr><td>北部水道事業所</td><td>11台</td></tr> <tr><td>東部水道事業所</td><td>14台</td></tr> <tr><td>南部水道事業所</td><td>17台</td></tr> <tr><td>水質管理センター</td><td>5台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>66台</td></tr> </table>	村野浄水場	8台	庭窪浄水場	9台	送水管理センター	2台	北部水道事業所	11台	東部水道事業所	14台	南部水道事業所	17台	水質管理センター	5台	合計	66台
村野浄水場	8台																
庭窪浄水場	9台																
送水管理センター	2台																
北部水道事業所	11台																
東部水道事業所	14台																
南部水道事業所	17台																
水質管理センター	5台																
合計	66台																
収集する個人情報	職員、公用車への同乗者、公用車の近くを通行している車両に乗車している者、車両番号、通行人等																
理由	<p>企業団では府内全域に施設や管路を有しており、その維持管理業務等において公用車を使用する頻度が高い。公用車での交通事故発生時には、状況を正確に把握し、事故の原因を明らかにすることにより、適切かつ円滑な事故処理を行う必要がある。</p> <p>これらのことから、公用車にドライブレコーダーを設置する必要があるため、条例第6条第3項第6号の規定に基づき、審議会に諮問するものである。</p>																

【諮問事項 2】個人情報の収集目的以外の利用及び第三者への提供について

条 文	条例第 7 条第 1 項第 6 号
項 目	防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーにより収集した個人情報の目的外の利用及び提供
概 要	<p>①防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーにより収集した個人情報において違法・不当な行為が確認された場合に、当該情報を収集目的以外に利用し、又は第三者に提供する。</p> <p>②適切かつ円滑な事故処理を行うため、ドライブレコーダーにより収集した個人情報を収集目的以外に利用し、又は第三者に提供する。</p>
収集した個人情報の利用の方法	<p>①違法・不当な行為の内容に応じ、収集した個人情報を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捜査機関に提出・提供するための資料</li> <li>・裁判所に提出・提供するための資料</li> <li>・告発を行うための資料 等</li> </ul> <p>として利用する。</p> <p>②事故処理に当たり、ドライブレコーダーにより収集した個人情報を捜査機関等、保険会社に提供するための資料として利用する。</p>
理 由	<p>①防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーにより収集した個人情報において、違法・不当な行為が確認された場合、この情報が違法・不当な行為の重要な証拠となり得るため、これを収集目的以外に利用し、又は捜査機関等に提供する必要が生じることが考えられる。</p> <p>②ドライブレコーダーにより収集した個人情報については、交通事故の状況を正確に把握し、事故の原因を明らかにするための客観的資料となる場合があるため、これを捜査機関等、保険会社に提供する必要が生じることが考えられる。</p> <p>これらのことから、条例第 7 条第 1 項第 6 号により審議会に諮問するものである。</p>

## 審議会資料

(防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの設置に  
伴う個人情報の取扱いについて)

平成27年10月

大阪広域水道企業団

## 防犯カメラ等の設置及び運用の考え方（案）

### 1 設置及び運用の方針

#### (1) 防犯カメラ

- 設置目的を達成するために必要最小限の台数とする。
- 設置目的と無関係な個人情報を収集しないよう、設置場所及び撮影方向等に配慮する。

#### (2) 録音装置

- 録音装置は、録音の必要性を十分精査した上で使用することができるものとする。
- 録音装置を使用するときは、相手方に録音することを告知した上で使用するものとする。
- ただし、次のいずれかに該当するときは、相手方に録音することを告知せずに録音することができるものとする。

- ① 不当要求、行政対象暴力又は刑事事件に発展するおそれがあると認められるとき
- ② 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要があると認められるとき
- ③ 上記の他、告知しないことがやむを得ないと認められるとき

#### (3) ドライブレコーダー

- 基本的に、企業団の全ての公用車に設置する。

### 2 個人情報の安全管理措置（案）

「防犯カメラ、録音装置及びドライブレコーダーの管理に関する要綱」を定め、これに基づき適正に管理する。

## 大阪広域水道企業団防犯カメラ、録音装置及び ドライブレコーダーの管理に関する要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の施設に設置した防犯カメラ及び録音装置並びに企業団の公用車に設置したドライブレコーダー（以下「防犯カメラ等」という。）により記録された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、防犯カメラ等の適正な運用を図ることを目的とする。

### （防犯カメラ等の概要）

第2条 企業団の施設における犯罪（行政対象暴力、不法投棄を含む。以下同じ。）の予防、再発防止及び犯罪発生後の事件の解明（以下「犯罪の防止」という。）により、安全な水の安定的な供給を確保し、又は施設における安全を確保することを目的として、別表1のとおり防犯カメラを設置する。

- 2 企業団において、職員に対する不当な要求・圧力を排除・抑止するとともに犯罪を防止し、業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、別表2のとおり、録音装置及び受話器に接続する通話録音装置（以下「録音装置」という。）を設置する。
- 3 企業団の公用車での交通事故発生時における適切かつ円滑な事故処理に資することを目的として、別表3のとおり、公用車にドライブレコーダーを設置する。

### （管理責任者）

第3条 防犯カメラ等の適正な管理を図るため、防犯カメラ等を管理する各機関に管理責任者を置く。

- 2 前項に規定する管理責任者は、防犯カメラにあっては別表4のとおりとし、録音装置にあっては別表5のとおりとし、ドライブレコーダーにあっては別表6のとおりとする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ等により記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。、
- 4 管理責任者は、必要に応じ、防犯カメラ等により記録された映像等を視聴した職員への指導を徹底するなど、防犯カメラ等により収集された個人情報の保護に努めるものとする。
- 5 管理責任者は、防犯カメラ等の運用に関する業務を委託するときは、この要綱に基づく責

務を委託を受けたものに遵守させなければならない。

- 6 管理責任者は、防犯カメラ等が設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示する。

(事務取扱者)

第4条 管理責任者は、防犯カメラ等に記録される個人情報を適正に取り扱うため、あらかじめ職員の中から管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定することができる。

- 2 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。
- 3 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラ等の適正な取扱いに努めなければならない。
- 4 事務取扱者は、防犯カメラ等により記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。

(記録機器等の管理)

第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体を、次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 事務取扱者以外の者に防犯カメラ等により収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。
- (2) 記録媒体に記録された映像等の加工、不必要的視聴及び複写並びに保管場所からの持出しを禁止すること。
- (3) 記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難及び散逸の防止を図ること。
- (4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は収集した日から1か月程度までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 記録機器及び記録媒体の目的外利用、改ざん、外部流出等の防止のために必要な措置を講じること。
- (6) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検その他のやむを得ない理由により、管理責任者が許可した場合はこの限りでない。
- (7) 防犯カメラ等を廃棄する際には、記録媒体の破碎等の処理を確実に行うなど、個人情報

の流出を防ぐ措置を確実に講じること。

(第三者提供)

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像等及び記録媒体を外部に提供してはならない。

- (1) 映像等から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、捜査機関等に情報提供等を行う場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき、情報提供を求められた場合
- (4) ドライブレコーダーによる記録について、交通事故の状況及び原因を明らかにするため、捜査機関等又は保険会社に情報提供をする場合
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 前項の規定により映像等及び記録媒体を外部に提供するときは、必要最小限の範囲に留めるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は粉碎等必要な処理を行うこと。

(職員の義務)

第7条 防犯カメラ等により記録された映像等を視聴した職員は、映像等から知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラ等の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表1

防犯カメラを 管理する機関	防犯カメラ	録画装置	設置箇所・台数	録画時間

別表2

録音装置を管理する機関	設置箇所・台数	録音時間

別表3

ドライブレコーダーを 管理する機関	設置台数	録画時間

別表4

防犯カメラを管理する機関	管理責任者

別表5

録音装置を管理する機関	管理責任者

別表6

ドライブレコーダーを管理する機関	管理責任者